

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

安芸太田町長

作成・最終更新日

令和4年2月21日

担当部署

総務課

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
1	住基法第7条	住民基本台帳に 関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住民基本台帳システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・統合型宛名システム ・中間サーバ 	○	平成27年2月28日			基礎				住民課
2	番号法 別表第一16	地方税賦課徴収 事務	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システム ・申告受付支援システム ・法人税システム ・固定資産税システム ・軽自動車税システム ・国民健康保険税システム ・税収滞納システム ・国税連携システム 	○				基礎				税務課
3	番号法 別表第一16	法人住民税関係 事務	<ul style="list-style-type: none"> ・法人住民税システム ・地方税電子申告支援サービス 	○				対象外(基礎)				税務課
4	番号法 別表第一31	国民年金関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システム 	○				対象外(基礎)				住民課
5	番号法 別表第一30	国民健康保険の 資格・給付に関する 事務	<ul style="list-style-type: none"> ・総合行政情報システム(国民健康保険) ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバ等 	○				基礎				住民課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
6	番号法 別表第一59	後期高齢者医療 保険の資格・給付 に関する事務	・後期高齢者医療 システム	○			基礎					住民課
7	番号法 別表第一59	後期高齢者医療 関係事務	・後期高齢者医療 システム	○			基礎					税務課
8	番号法 第9条第2項	福祉医療費の 支給に係る事務	・福祉医療システム	○			基礎					住民課
9	番号法 別表第一56	児童手当に係る事務	・児童手当システム	○			対象外(基礎)					健康福祉課
10	番号法 別表第一11	障害福祉関係事務	・福祉総合障害者 管理台帳システム	○			対象外(基礎)					健康福祉課
11	番号法 別表第一46	特別児童扶養手当 関係事務	・特別児童扶養 手当システム	○			対象外(基礎)					健康福祉課
12	番号法 別表第一15	生活保護業務に 関する事務	・共同利用生活 保護システム (あゆむくん)	○			対象外(基礎)					健康福祉課
13	番号法 別表第一68	介護保険料の賦課 徴収に関する事務	・介護保険システム ・収納消込システム ・口座管理システム ・滞納整理システム ・総合行政システム	○			基礎					健康福祉課
14	番号法 別表第一68	介護保険の資格・ 給付に関する事務	・介護保険システム ・収納消込システム ・口座管理システム ・滞納整理システム ・総合行政システム	○			基礎					健康福祉課
15	番号法 別表第一49	母子保健法に関する事務	・中間サーバ ・子育てワンストップ サービス	○			対象外(基礎)					健康福祉課
16	番号法 別表第一93-2	新型インフルエンザ 等対策特別措置法 による予防接種の 実施に関する事務	・中間サーバ ・健康管理システム	○			基礎					健康福祉課

(別添1) システム概要図

情報提供ネットワークシステム
インターフェイスシステム

中間サーバー

統合宛名管理

1 既存住基

住基ネット

2 個人住民税

3 法人住民税

4 国民年金

5 国民健康保険

6-7 後期高齢

8 福祉医療

9 児童手当

10 障害福祉

11 特別児童扶養手当

12 生活保護

13-14 介護保険

15 母子保健

16,18 健康管理

17 ワクチン接種

人事給与

財務会計

- … 個人番号を直接保有するシステム
 - … 他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム
 - … 個人番号にアクセスできないシステム
- ※ 網掛けは特定個人情報保護評価の実施義務の対象外の事務に使用するシステム

(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	① 統合宛名管理システム、既存住基システム、住基ネットワークシステム ② 申告受付支援システム、国税連携システム ⑫ 共同利用生活保護システム
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	② 個人住民税システム、法人税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、税込滞納システム、国税連携システム ③ 法人住民税システム、地方税電子申告支援サービスシステム ④ 国民年金システム ⑤ 総合行政情報システム(国民健康保険)、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等 ⑥-⑦ 後期高齢者医療システム ⑧ 福祉医療システム ⑨ 児童手当システム ⑩ 福祉総合障害者管理台帳システム ⑪ 特別児童扶養手当システム ⑬-⑭ 介護保険システム、収納消込システム、口座管理システム、滞納整理システム、総合行政システム ⑮ 子育てワンストップサービス ⑯, ⑰ 健康管理システム ⑱ ワクチン接種記録システム

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	
ネットワークが論理的に分離しているシステム	A 人事給与システム B 財務会計システム
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	